

荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

（名称）

第1条 この会議は、「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき設置する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、都、区等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、荒川水系（東京都）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなど、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。

5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(専門部会等)

第6条 事務局は、第4条で作成する「地域の取組方針」に基づく対策の検討、実施等のため、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等の運営等に関する事項は、別途定めるものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会における議事概要は、事務局が作成し、あらかじめ出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所（調査課、防災企画室）に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年5月19日から施行する。

本規約は、平成30年5月28日に改正する。

内閣府 企画官

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所長

独立行政法人水資源機構 本社関東事業室長（特命審議役）

気象庁 東京管区气象台 気象防災部長

東京都 総務局 総合防災部長

東京都 建設局 河川部長

千代田区長

中央区長

港区長

文京区長

台東区長

墨田区長

江東区長

北区長

荒川区長

板橋区長

足立区長

葛飾区長

江戸川区長

【オブザーバー】

東京消防庁 警防部 特殊災害課長

内閣府 参事官補佐

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長、総括地域防災調整官

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所副所長

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所 専門官

独立行政法人水資源機構 本社関東事業室長（特命審議役）

気象庁 東京管区气象台 総務部業務課長

東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長、防災対策課長

東京都 建設局 河川部 防災課長

千代田区 行政管理担当部長、環境まちづくり部長

中央区 防災危機管理室長、環境土木部長

港区 防災危機管理室長、街づくり支援部長

文京区 危機管理室長、土木担当部長

台東区 危機管理室長、土木担当部長

墨田区 都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長

江東区 危機管理室長、土木部長

北区 危機管理室長、土木部長

荒川区 区民生活部長、防災都市づくり部長

板橋区 危機管理室長、土木部長

足立区 危機管理部長、都市建設部長

葛飾区 危機管理防災担当部長、都市整備部長

江戸川区 危機管理室長、土木部長

【オブザーバー】

東京消防庁 警防部 特殊災害課長